

障害補償・見舞金制度規程

（目的）

- 第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、本連盟という。）は、柔道競技活動において障害等を負った登録個人会員に対し、相互扶助精神に基づく見舞金を支給することを目的として「障害補償・見舞金制度」（以下、本制度という。）を設置し、この規程はその運用にあたり必要な事項を定める。

（加入義務）

- 第2条 本連盟登録制度に基づく個人会員登録をする者は、本制度に加入し、本制度加入費を納入しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は本制度の加入対象とはならない。
- （1）休会員
 - （2）学校顧問の区分のうち「実技を伴わない」を選択した者

（加入費）

- 第3条 本制度の加入費は500円とする。

（適用範囲）

- 第4条 本制度は、個人会員登録を完了した者に適用し、適用期間は以下のとおりとする。
- （1）前年度3月中に登録を完了した場合
適用期間は、3月31日午後4時から当年度末の3月31日午後4時まで
 - （2）4月1日以降、年度途中に登録を完了した場合
適用期間は登録完了時から当年度末の3月31日午後4時までとする。
2. 第5条に規定する事故が発生した時点において、次の各号に該当する者は、会員登録見込み者として本制度を適用し、適用期間は以下のとおりとする。
- （1）当年度の会員登録が完了していないものの、登録システムにおいて当年度の会員登録を申請し、承認待ちまたは承認済で未納の者。
適用期間は申請時から当年度末の3月31日午後4時までとする。
 - （2）当年度の会員登録が完了していないものの、本連盟の登録団体会員に対する所属加入の意思表示が確認できる者、あるいは所属加入していることが明らかに確認できる者（入部届等、書面により提出日が明確に確認できることを必須とする）
適用期間は書面提出時から当年度末の3月31日午後4時までとする。
3. 本連盟の登録団体にて継続的に柔道競技活動、または体験入部等をしていても、前項各号を充足していない場合は、本制度を適用しない。

（見舞金を支給する場合）

- 第4条 本連盟は、個人会員が柔道競技活動中に次の各号のいずれかに該当した場合に見舞金を支給する。

- (1) 日射もしくは熱射、または急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。(細菌性食物中毒は除く。)
 - (2) 突然で予期されなかった病気によって24時間以内に死亡した場合(突然死)。
 - (3) 身体に傷害を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害(身体に残された、将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった障害が治癒した後のもの。以下同様。)が生じた場合。
2. 前項でいう柔道競技活動中とは、次の各号のいずれかに該当するものを指す。
- (1) 柔道の大会中の競技および競技のための事前練習中
 - (2) 学校、道場およびこれらに類する施設を使用して行う練習中(当該練習には練習の一環として施設外での活動(公道でのトレーニングなど)も含む。ただし、自主トレーニング中は除く。)
 - (3) 昇段試験、審査会のための競技および競技のための事前練習中。
 - (4) 前各号の指導中。

(見舞金を支給しない場合)

第6条 本連盟は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故の場合には、見舞金を支給しない。

- (1) 個人会員本人の故意(ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除く。)
- (2) 個人会員本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除く。)
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波による事故
- (4) 戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロによる類似の事変または暴動を含む。)
- (5) 核燃料物質(使用済み燃料を含む。以下同様。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(他の補償制度等との関係)

第7条 本制度による見舞金は、他の補償制度等により支給される見舞金や保険金と無関係に支給するものとする。

(支給額及び支給手続き等)

第8条 本制度における見舞金の支給額及び請求に必要な手続き等は、別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本規程は、従前の柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程を2023年6月9日に改正し、2023年度の制度から適用する。

障害補償・見舞金制度における見舞金請求手続き等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、障害補償・見舞金制度における見舞金の支給額及び請求手続き等に関して必要な事項を定める。

(見舞金の支給額)

- 第2条 障害補償・見舞金制度規程第5条第1項第1号および第2号に規定する死亡事故が発生した場合、個人会員の法定相続人に対して、200万円を支給する。ただし、同一の事由に対してすでに後遺障害見舞金を支給している場合は支給しない。
2. 障害補償・見舞金制度規程第5条第1項第3号に規定する後遺障害事故が発生した場合には、別表に掲げる後遺障害の分類に応じて、別表に掲げる金額を後遺障害見舞金として支給する。ただし、傷害を被った日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときには、傷害を被った日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定するものとする。

(見舞金の請求手続)

第3条 本規則に従い見舞金の支給を請求する場合、個人会員またはその法定相続人は、下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 障害補償・見舞金制度規程第5条第1項第1号および第2号に規定する死亡事故の場合
 - イ. 死亡診断書もしくは死体検案書
 - ロ. 事故報告書
 - ハ. その他、本連盟が必要と認める書類
- (2) 障害補償・見舞金制度規程第6条第1項第3号に規定する後遺障害事故の場合
 - イ. 後遺障害診断書
 - ロ. 事故報告書
 - ハ. その他、本連盟が必要と認める書類

(確認資料)

第4条 本連盟は、傷害補償・見舞金制度の適用対象となる登録会員であるかを以下の資料で確認する。

(1) 障害補償・見舞金制度規程第4条第1項に該当する場合

本連盟会員登録システムにて、登録完了が確認できる画面資料

(2) 障害補償・見舞金制度規程第4条第2項第1号に該当する場合

本連盟会員登録システムにて、登録申請が確認できる画面資料

(3) 障害補償・見舞金制度規程第4条第2項第2号に該当する場合

本連盟登録団体に対して提出された所属加入意思が確認できる資料(入部届や加入申込書等、書面にて確認できるもの)

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、会長の決裁を経て行う。

附則

1. この規則は、2023年6月9日に制定し、2023年度の傷害補償・見舞金制度から適用する。

(別表)

後遺障害の別		見舞金 支給額
第1級	1. 両目が失明したもの 2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの	2,000万円
第2級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2. 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,000万円
第3級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	2,000万円